

撮影行為に関するお願い・利用上の注意事項

園内での撮影に関して、必ず注意事項をご確認頂き、内容に同意の上、実施頂きますようお願い致します。
特に、土日祝祭日や繁忙期には利用者が多くなり、撮影に関する苦情を頂くこともございます。十分ご注意下さい。

「利用上の注意事項」

1. 業としての撮影行為、占有行為には幕張海浜公園内行為承認を受ける必要があります。
2. 申請内容と異なる場合については、中止させて頂く場合があります。
3. 必ず撮影前にパークセンターにて行為等使用料を支払い、承認証および腕章等の行為業者証をお受け取りの上撮影を実施下さい。（※お支払頂いた行為料の払い戻しは出来ません。あらかじめご了承ください。）
4. 撮影を行う際は、お渡しする腕章等の行為業者証に見える位置に付けて実施して下さい。
（行為終了後、パークセンターに要返却。シールの場合は返却不要。）
5. 承認証（写しでも可）は必ず携行頂くようお願い致します。確認を求める場合がございます。

【撮影等実施中の禁止事項】

- ・ 撮影中であっても一般利用者の通行、休憩等を妨げる行為。
（園路を塞ぐような行為や人止めの禁止、必要の応じ誘導員の設置）
- ・ 一般利用者の肖像権を侵害する行為。
- ・ 長時間の撮影等による場所の占有。
- ・ カメラマンが大きな声を出す、横になる等、見苦しい姿での撮影。
- ・ 露出の高い衣装や園内景観に合わない衣装での撮影。
- ・ 立入禁止区域への立ち入り、公園利用の禁止事項に違反する行為。
- ・ その他、管理者が不適切と判断した行為。

※以上をお守りいただけない場合、撮影を中止させて頂きます。
撮影や上記内容に関するご不明点は公園パークセンターまでお問合せ下さい

県立幕張海浜公園みどりと海パートナーズ

電話：043-296-0126 FAX：043-296-0128

メールアドレス：info-makuhari@seibu-la.co.jp